

文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 阿部 長夫

1 日 時

令和5年3月14日(火) 午後1時30分から
午後3時15分まで

2 場 所

第2委員会室

3 出席した委員の氏名

阿部長夫、衛藤博昭、志村学、麻生栄作、高橋肇、守永信幸、馬場林

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

堤栄三

6 出席した執行部関係者の職・氏名

教育長 岡本天津男、警察本部長 種田英明 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第1号議案のうち本委員会関係部分及び第36号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第18号議案及び第20号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、いずれも全会一致をもって決定した。
- (3) 陳情56について質疑を行った。
- (4) 「芯の通った学校組織」推進プラン第3ステージの期間延長について及び教職員の処分について、執行部から報告を受けた。
- (5) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課議事調整班 主査 阿南絵理
政策調査課調査広報班 主任 甲斐雅俊

文教警察委員会次第

日時：令和5年3月14日（火）13：30～

場所：第2委員会室

1 開 会

2 教育委員会関係

13：30～14：50

(1) 付託案件の審査

第 1号議案 令和5年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

第36号議案 大分県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
（福祉保健生活環境委員会へ合い議）

(2) 付託外案件の審査

陳 情56 子どもたちの生活がより文化的なものとなるよう感染対策の緩和にむけて
大分県としてのメッセージ発出を求める陳情

(3) 諸般の報告

①「芯の通った学校組織」推進プラン 第3ステージの期間延長について

② 教職員の処分について

(4) その他

3 警察本部関係

14：55～15：55

(1) 合い議案件の審査

第18号議案 職員の特殊勤務手当条例の一部改正について
（付託委員会：総務企画委員会）

第20号議案 大分県使用料及び手数料条例等の一部改正について
（付託委員会：総務企画委員会）

(2) 付託案件の審査

第 1号議案 令和5年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

第36号議案 大分県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
（福祉保健生活環境委員会へ合い議）

(3) その他

4 協議事項

15：55～16：00

(1) 閉会中の継続調査について

(2) その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

阿部委員長 ただいまから、文教警察委員会を開きます。

本日は、委員外議員として堤議員に出席いただいています。委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案2件、総務企画委員会から合議があった議案2件及び陳情1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより教育委員会関係の審査に入ります。

まず、付託案件の審査を行います。第1号議案令和5年度大分県一般会計予算のうち、教育委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

岡本教育長 教育長の岡本です。初めに私から御挨拶を申し上げます。委員の皆様には、日頃から教育行政の推進に様々な御尽力をいただいております。改めて厚く御礼申し上げます。本日、教職員の処分案件1件を報告するにあたり、私からお詫びを申し上げます。県教育委員会として、改めて綱紀粛正、服務規律の徹底に取り組みます。

本日は、付託案件2件、付託外案件1件、諸般の報告2件について説明、報告します。関係事項は、それぞれ担当課長から御説明します。

寺川教育財務課長 第1号議案令和5年度大分県一般会計予算のうち、教育委員会関係について説明します。

委員会資料の3ページを御覧ください。こちらは別冊で配布している令和5年度教育委員会予算概要から説明ページを抜粋したものです。括弧書きのページ番号は冊子のページ番号を示しています。

それでは、令和5年度教育委員会予算について説明します。教育委員会の予算額は、左から2列目予算額(A)欄の上から3番目にあるように1,054億9,413万6千円です。こ

れを右から3列目の4年度当初予算額(B)欄と比較すると、その右の欄にあるように、額にして51億8,392万1千円、率にして4.7%の減となっています。内訳はの上にあるとおり、人件費が約53億8,500万円で5.7%の減、事業費が約2億100万円で1.2%の増となっています。人件費は、令和5年度から始まる定年年齢の引上げに伴い、退職手当が減となったもので、事業費の増は、燃料費の高騰や新設特別支援学校に係る経費等を計上したことによるものです。

続いて、新規事業を中心に主な事業について説明します。

4ページをお願いします。一番上の新時代の学びを支えるICT活用推進事業費1億4,186万5千円です。ICTを効果的に活用した授業改善を図るため、ICT教育サポーターを育成・派遣するプラットフォームや優良授業事例等を閲覧できるポータルサイトを運営するほか、県立学校のICT機器等の整備を行うものです。新たに、県立の高校及び中学校において、教員の業務効率化を図るため、採点補助システムを導入します。

5ページの上から2番目、教員業務サポートスタッフ等派遣事業費4億7,649万9千円です。学校教育活動の充実と教員の働き方改革を進めるため、事務作業を支援するスクールサポートスタッフ及びきめ細かな指導を行う学習指導員を引き続き配置するものです。続いて、一番下の教員確保に向けた魅力発信事業費224万円です。教員を確保するため、SNS等を活用した教員の魅力を発信する広報活動等により、教員試験受験者の増加を図るものです。

6ページ、高等学校施設整備事業費21億4,469万3千円です。老朽化した校舎等の大規模改造など、県立学校の施設や設備の整備を行い、教育環境の改善を図るものです。大分南高校など8校の大規模改造工事を進めます。

7ページの上から2番目、支援学校施設整備

事業費 11 億 3, 219 万 8 千円です。第三次大分県特別支援教育推進計画に基づく施設整備を行うものです。大分市内に新設する知的障がい特別支援学校校舎の建設や、別府地区特別支援学校の改修に係る実施設計等を進めます。

8 ページの一番上、いじめ・不登校等対策事業費 8, 105 万円です。いじめや不登校等を未然に防止するとともに、早期解決や長期的支援を行うため、教育相談体制を強化するほか、先端技術を活用した取組を実施するものです。教室に入れない児童生徒を別室で支援するための校内教育支援ルームの設置、教育相談や家庭学習支援などを行う教育センター専門スタッフの配置などを行うものです。

9 ページの一番上、子どもの力と意欲を伸ばすキャリア教育推進事業費 330 万円です。小中学校におけるキャリア教育の充実を図るため、指定校を中心に、地域や産業界と連携し、商品開発等の探究的な学習に取り組むとともに、自らの考えや活動内容を記録し、成長を振り返る大分県版キャリア・ノートを活用するものです。

10 ページの一番上、大分地区特別支援学校再編推進事業費 1 億 8, 314 万 5 千円です。これは令和 6 年度に開校予定の大分地区新設特別支援学校の設備の整備を行うものです。

11 ページの一番下、地域との協働による高校魅力化推進事業費 3, 936 万 6 千円です。地域の高校が、地域に活力を生む学校となるため、地域課題探究学習の実践など、地域と連携した取組を強化するとともに、中山間地域に立地する小規模高校などの遠隔授業を実施するものです。新たに、三重総合高校における土木系オンライン授業に取り組みます。

12 ページの上段、県立高校未来創生事業費 4, 265 万 5 千円です。魅力ある高校づくりや地域とともにある学校づくりを進めるため、学科改編に伴う新たな授業展開に取り組むほか、全国募集やコミュニティ・スクールの導入を実施するものです。学科・コース改編を行う情報科学高校、津久見高校における専門的な講座の実施、国東高校、安心院高校における全国募集の推進などに新たに取り組みます。

13 ページの一番上、未来を拓く先端技術活用人材育成事業費 1, 112 万 9 千円です。デジタル人材を育成するため、県立高校において地域の外部人材を活用した講座を実施するものです。ドローンを活用したプログラミング講座や地域の課題解決に取り組む講座などを実施します。

14 ページの上段、学校との連携・協働による「地域協育力」向上事業費 7, 195 万 6 千円です。学校、家庭、地域が一体となって子どもを取り巻く課題を解決できる体制を構築するため、地域学校協働活動推進員の配置等により、協育ネットワークの強化に取り組む市町村を支援します。

15 ページの一番上、学び直し支援体制整備事業費 333 万 6 千円です。高校中退者等の学び直しを支援するため、退職教員等からなる学びのステップアップアドバイザーによる学習相談の窓口を設置し、県内各地における学習講座を企画、実施するものです。

16 ページの上から 2 番目、文化部活動改革推進事業費 777 万 9 千円です。教員の部活動指導の負担軽減と生徒の文化部活動への参加機会確保を図るため、部活動指導員の配置や文化団体等と連携した部活動の地域移行に取り組むものです。新たに、市町村単位での活動や大学と連携した取組を試行します。

17 ページの上から 2 番目、学校部活動改革サポート事業費 4, 120 万 7 千円です。運動部活動における部活動指導員の配置や総合型地域スポーツクラブと連携した部活動の地域移行に取り組むものです。新たに、豊後大野市において市町村単位での活動を試行します。

以上で、教育委員会の令和 5 年度一般会計予算についての説明を終わります。

阿部委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

守永委員 5 ページの教員確保に向けた魅力発信事業費ですが、ここで言う魅力発信とは、どういう魅力をどう表現して発信するのか、具体的なイメージを教えてくださいたいのが 1 点。

あと、8ページのいじめ・不登校等対策事業費で、フリースクール連携事業費とありますが、フリースクールそのものに対する支援について教育委員会として対応の方向性が決まっていたら教えてください。

それともう1点、12ページのコミュニティ・スクールについて具体的な内容を教えてください。

大和教育人事課長 教員確保に向けた魅力発信事業について説明します。

まず、この事業の内容ですが、来年度から教員採用1次試験について、大分県のみではなく、関西地区でも新たに試験を実施します。そのために、教員採用試験全体について、これまで以上により積極的に広報するため、Web広告を活用して教員採用試験の説明会の方法について発信し、オンラインで説明会を積極的に行うことによって説明会に参加していただく方を増やしていきたいと考えています。そして、そのオンライン説明会がより積極的にできるよう、教育委員会の部屋の中に大型モニターやWebカメラ、パソコン等の機材を設置して、オンライン説明会を行いやすい環境を整備したいと考えています。

また、教員の魅力とはどういう内容かですが、やはり教員は、子どもたちの教育に携わることによって成長を身近で見られる非常にやりがいのある職業なのだという点。また、大分県は住居環境などの非常に恵まれている点もあわせて積極的に発信していきたいと考えています。

岡本教育長 教育人事課長の答弁に少し補足すると、SNS、具体的には教員採用のFacebookを既に立ち上げています。ホームページもありますが、今の若い方はホームページも当然見てくれますが、むしろFacebookといったSNSの方がしっかり見てくれます。

また、これまで御指摘いただいている広域人事異動について、うわさレベルの話が若い方に伝わっているようです。先般、馬場委員からも御質問がありましたが、今月、できるだけ早くと思っておりますが、広域人事異動がどうあるべきかという方向性が出てくれば、それも当然広

報の対象としていきます。大分県で教員をすることが実はそんなに悪くないと志望してくれる方々に伝われば、結果として志望者の増につながるのではないかと期待しています。

谷川学校安全・安心支援課長 フリースクールとの関わりについてです。

事業内容ですが、県内のフリースクールの連絡協議会を年に2回開催しています。また、フリースクールも含めたガイドを発行して、その周知に努めています。先日の一般質問でフリースクールへの県の関わりについて質問がありましたが、フリースクールへの個別調査を今後進めていきたいと考えています。調査内容については、各フリースクールの授業料、在籍児童生徒数、職員数はもちろんですが、専門スタッフの有無、教育理念、学習状況、児童生徒の過ごし方などそれぞれのフリースクールで異なる部分を調査した上で課題を整理して、どのような関わりができるか、検討していきたいと考えています。

山田高校教育課長 公立の小中学校で数多く採用されているコミュニティ・スクールは、地域住民、地域の行政、あるいは学識経験者を活用して、校長の学校運営に対しての意見を聞き、協議をして学校の活性化につなげていくものです。現在、県立高校では久住高原農業高校、玖珠美山高校の2校で既にコミュニティ・スクールを導入していますが、来年度はさらに4校加え、計6校で実施します。

守永委員 ありがとうございます。魅力をどう伝えていくかは非常に難しいと思いますが、やはり教員志望者に対して、具体的に教員として大分県で働いてくれという働きかけになるでしょうし、志望者だけではなくこれから大学を選ぶ年代にも、教育は面白いのではと感じ、教育専門の大学を目指してもらえるような広がりを持たせる広報を模索していただければと思います。

高橋委員 スクールバス整備事業費に特別支援学校のスクールバスの整備とありますが、昨年、こども園の送迎バスで、園児が取り残されて熱中症で亡くなった事件がありました。このスク

ールバスの整備に関する経費の中には、そういう対策の機器整備が入っているのが1点。

もう1点は、15ページの学び直し支援体制整備事業費で、高校中退者の学び直しの支援はすごく大事なことだと思います。説明に県内各地における学習講座の企画、実施とありますが、これはどういう場所で、どういう構想を持っているのか。それと、そのためのステップアップアドバイザーの配置ですが、これは人ですよ。大体何人ぐらいの配置を予算で想定しているのか。

寺川教育財務課長 スクールバスの安全装置についてお答えします。

安全装置は12月の補正予算で措置しています。今、県で所有するバスは20台で、運行は委託しています。3月1日付けで20台分の安全装置の発注をしていて、6月が納期です。その機器が入ったら取り付ける予定です。

森山社会教育課長 学び直し支援体制整備事業費ですが、県内各地における学習講座の企画については、今年度は、大分市、別府市を中心に4会場で実施しています。爽風館高校やその他の公共施設、また企業等の御協力もいただきながら、事務所を借りて会場としています。今後に向けては、大分市、別府市以外の地域での相談体制を作ることを企画しているので、公民館等の公共施設等を会場として講座を実施していきたいと考えています。

それから、学びのステップアップアドバイザーの配置ですが、退職された校長先生を中心に、現在は4、5人の先生に御対応いただいています。今後、各地に相談窓口を作るので、それぞれで新たな支援者を確保していきます。

高橋委員 ありがとうございます。学び直しの機会を十分確保するのは、やっぱり大事なことだなと思います。ただ今後、高校も含めて、教職員が足りない状況が出てくる可能性がありますね。そこに回すより現場に人が欲しいとなると、このアドバイザーも確保が厳しい場所もあると思いますが、ぜひよろしくお願いします。

阿部委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部委員長 委員外議員の方は何かありますか。

堤委員外議員 5ページの教員の産休・育休取得促進事業費の関係で、予算が約1億円。これは令和4年度と比べて2,600万円ほど増えていますよね。毎回毎回、質問の中に出てくるぐらい非常にネックになっていると思うんですが、これが来年度は確保できる見込みなのか1点。

また、さきほど守永委員に対して教育長が、広域人事異動の問題で検討していると。大分県で先生になってよかったと思われるような魅力も発信したいと答弁したよね。ということは、広域人事異動についての見直しが結構進んできているということかな。広域人事異動、結構人気ないからね。方向性とすればなくす方向なのか、その方向性は出ているのかなと答弁を聞いていて感じたんですね。それを教えてください。その2点。

大和教育人事課長 教員の産休・育休取得促進事業費の今年度の状況ですが、1学期の早期配置については、対象職員の88.9%の早期配置ができています。2学期については、今年度は57.7%の早期配置ができています。来年度については、2学期の対象を中学校及び高等学校の学級担任にも拡大したいと考えていて、教員確保が厳しい中ではありますが、市町村教育委員会と連携して、できるだけ代替教員の早期配置を実現できるよう取り組んでいきたいと考えています。

岡本教育長 広域人事異動の件は私からお答えします。堤議員からなくす方向なのかという御質問をいただきましたが、そのことについては違いますとお答えせざるを得ないと思っています。もともと全県的な教育水準の維持を図るために広域人事異動を始めました。その観点から言うと広域人事異動をなくすことはできないと考えています。では、どうするのかというと、先日本会議でもお答えしたとおり、今、様々なパターンを検討しているところで、できるだけ早く答えを見付けたいと思っています。

阿部委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部委員長 ほかに御質疑等もないので、質疑を終了します。なお、採決は警察本部の審査の際に、一括して行います。

次に、第36号議案大分県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてですが、本案については、関係する福祉保健生活環境委員会に合議をしていることを申し添えます。それでは、執行部の説明を求めます。

森文化課長 第36号議案大分県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について説明します。18ページを御覧ください。

1法改正の背景です。博物館法が制定されてから約70年が経過し、設置形態が多様化したことや、まちづくり、国際交流、観光等の機関と連携した文化施設としての役割が求められていること、デジタル技術を活用した新しい鑑賞・体験モデルの構築が求められていることから、一部改正されたものです。

2法改正の概要です。大きく二つあります。一つ目は、法律の目的及び博物館事業の見直しで、法の目的に文化芸術基本法の本質に基づくことが追加され、博物館が行う事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化等が盛り込まれています。二つ目は、博物館登録制度の見直しで、これまで地方公共団体、一般社団法人、財団法人等に限定していた博物館の設置者要件を改め、法人類型にかかわらず登録できることとし、登録にあたって、基準に適合するかを審査することのほか、学識経験者の意見聴取など登録審査手続に関する規定などが設けられています。

3条例の改正内容です。①大分県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例ですが、博物館法の一部を改正する法律が、令和5年4月1日に施行されることに伴い、同条例第1条の設置の根拠条項である博物館法第18条が削除されます。これに代わり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条及び地方自治法第244条第1項を根拠条項とするものです。また、博物館が行う事業を定めている第3条に電磁的記録等についての規定を追加するものです。②大分県立歴史博物館協議会条例については、引用条項の条ずれにより、所要の改正を行うもの

です。施行期日は、両条例とも令和5年4月1日を予定しています。

阿部委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部委員長 委員外議員の方は、質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部委員長 別に御質疑等もないので、質疑を終了します。なお、採決は警察本部の審査の際に、一括して行います。

次に、付託外案件の審査に入ります。今回は、陳情が1件です。

それでは、陳情56子どもたちの生活がより文化的なものとなるよう感染対策の緩和にむけて大分県としてのメッセージ発出を求める陳情について、説明をお願いします。

重親教育改革・企画課長 陳情56子どもたちの生活がより文化的なものとなるよう感染対策の緩和にむけて大分県としてのメッセージ発出を求める陳情について説明します。19ページを御覧ください。

本陳情は、コロナ禍の中、感染対策を緩和して、子どもたちが従来どおりの生活に戻って行けるよう、次の2点について県に対応を求めるものです。1点目は、換気対策に有用な設備及び機器の活用や導入などの取組について、2点目は、感染対策の在り方に関する、県としての前向きなメッセージ等の発出についてです。

1点目の換気対策についてですが、換気的重要性や効果については、これまでも文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルや国からの事務連絡等を踏まえ、周知と指導をしてきました。また、換気状態を可視化するため全ての小中高及び特別支援学校に二酸化炭素濃度計を配付しました。配付にあたっては、事前に県立学校3校において、教室等の二酸化炭素濃度のモニタリングを実施し、その結果等を踏まえ、活動場面に応じて効果的、効率的な換気を行うよう指導しています。

2点目の今後の感染対策についてですが、今後の国の方針も踏まえつつ、機会を捉えて丁寧に周知し、大分県の子どもたちが安心して学び、充実した学校生活を送ることができる環境を構築します。

阿部委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部委員長 委員外議員の方は、質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部委員長 別に御質疑等もないので、これで付託外案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。①と②について、一括して報告を求めます。

重親教育改革・企画課長 「芯の通った学校組織」推進プラン第3ステージの期間延長について御説明します。20ページを御覧ください。

大分県教育委員会では、芯の通った学校組織推進プランを掲げ、学校マネジメント及びこれを活用して学校の諸課題を解決する取組を進めています。現行の第3ステージは、令和2年度から4年度までの3年間を計画期間として実施してきましたが、初年度からコロナ禍の影響を受けており、学校における教育活動や学校への指導や支援の面で、様々な制約を受けました。その一方で、学校行事の見直しをはじめとした教育課程面での工夫や指導、支援に係るICTの積極的な導入など、逆にコロナ禍での運営で得られた経験・知見も蓄積することができました。現行のプランにおいて目指してきたことは、このような成果や知見を整理することで、コロナ禍においても十分に実践できると認識しており、これらを「共有知」にした上で、期間を延長し、もう1年間取組を継続します。

21ページを御覧ください。こちらはこれまでの取組を総括したものです。プランにおいて重点的な取組として設定した学校マネジメントの深化、働き方改革、地域とともにある学校の各項目におけるポイントと現状をまとめていま

す。

学校マネジメントの深化については、観点IV学校・家庭・地域による目標の協働達成において、やはりコロナ禍の影響もありビジョンの共有や熟議が十分でないといった声も多く、棒グラフの評価にも表れています。その結果として、地域とともにある学校への転換については、まだまだ課題があると認識していますが、一方で、コロナ禍における工夫を行いながら、目標協働達成に向けた取組を進めている実践例も見受けられました。

学校における働き方改革については、時間外勤務の平均時間の短縮、特に夏季休業中は顕著な縮減がみられました。これは会議や研修、学校行事等の継続的な見直し等の組織的な取組の成果の現れであると捉えています。一方、長時間勤務者の固定化も見られ、業務量の平準化を含めたさらなる取組が求められます。

その他の各取組については、22ページ以降にまとめており、各項目において成果をマル、課題を黒サンカク、コロナ禍における工夫・成果をひし形に分類して記載しています。

26ページを御覧ください。前ページまでに整理したコロナ禍の知見は、次の二つの柱に集約されます。一つはICTの利点を活用した芯の推進・さらなる深化、二つ目は当たり前の見直しや目的・ねらいの再検討による働き方改革の加速です。さらに、それぞれの柱には実際に各取組でみられた実践の工夫を元にしたキーワードをぶら下げています。

27ページを御覧ください。今回は一部抜粋ですが、このキーワードごとに全18の実践事例を作成し、延長の方針とともに1月10日付けで県内全市町村教育委員会及び県立学校あてに周知し、あわせて県教育委員会ホームページにも掲載しています。

これらは、新たな取組を打ち出しているわけではなく、やるべき事は変わりませんが、実行するための知見、工夫として示したものです。これらを共有知として、もう1年、現行プランが目指したことをコロナ禍においても実践し、また、分類見直しが行われた後においてもい

していきたいと思えます。

大和教育人事課長 教職員の懲戒処分について御報告します。別紙の説明資料を御覧ください。

大分市立公立中学校の60歳代の男性教諭が、令和2年8月及び9月の間に4回、無断で入手した鍵を使用して、被害者女性宅に侵入しました。そのうち2回、盗撮目的でボールペン型カメラを設置したため、本日付けで免職の懲戒処分としました。あつてはならない非違行為が発生したことに対し、深くお詫び申し上げます。また、本日、臨時教育事務所長会議を開き、県内全ての公立学校に対して緊急の服務研修の実施等、改めて綱紀肅正及び服務規律の保持を徹底するよう指示します。

阿部委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

衛藤副委員長 さきほどの「芯の通った学校組織」推進プラン第3ステージの期間延長についてですが、1年延長する全体的な理由をるる述べられていましたが、ちょっと今の説明だとよく理解できなくて、第3ステージが今回最後だけ、目的に達していなくてやり残したことがあるから1年延長するという理解でいいでしょうか。新しいプランに何で行かないのか、何で1年延長なのかを再度教えていただきたいのが1点目。

2点目が、不祥事に関してさきほどお詫びがありました。3月6日の常任委員会でも同様に教員の不祥事の報告がありました。前回は前半の警察本部でも不祥事があつて、県警本部長が直接謝罪されて、報道されておりました。後半の教育委員会でも同じように教員の不祥事がありました。教育長からの言及は一つもありませんでした。単なる報告として担当課長からの説明でしたね。今回は同じような報告なのに教育長からの謝罪で、そこの対応基準がどうなっているのか、よく分からないです。余りにもばらばらなので、その整理を教えてください。

重親教育改革・企画課長 私からまず1点目の延長の理由ですが、端的に言うと、第3ステージでこういうことをやりましょう、特に地域と

ともにある学校などのキーワードを掲げて進めてきたわけですが、コロナ禍で制約があつて、やろうと思つたことができなかつた実情があります。そういった中で、一部の地域ではできた例もあり、それを共有知にすればプランが掲げていたものもできるのではないかと、本来我々がやろうと目指してきたものにもう1年間取り組んでみようという思いがあつて、延長することにした次第です。

岡本教育長 不祥事への対応基準はどうなのかという御質問でしたが、諸般の報告の中でしっかり御説明し、今後なすべきことについても御説明するのが基本的な対応基準だと理解しています。しかしながら、前回、委員会の冒頭で警察本部長がそのような対応をされたと後ほど聞き、警察本部長と同様の対応をすべきだろうと判断した次第です。

衛藤副委員長 ありがとうございます。つまりもともとの第3ステージは3年かけてやることだったということで、それはコロナで大幅に予定が狂つていた。3年延長するということではなく、何で1年なのか、そこの判断をはっきり追加で教えていただけませんか。

重親教育改革・企画課長 3年間の計画期間がずれたのではないかと、それなら3年間延長するのではないかと趣旨の御質問だと思いますが、このプランは1年ごとにやるのが段階的に定められているというより、やるべきことは3年間かけてそれに取り組んでいくようになっておりました。全くできなかつたわけではないですが、一部コロナの影響を受けたものもあり、やり方を工夫すればできるものもあるので、それを示しながらもう1年取り組むという趣旨です。

高橋委員 芯の通った学校組織について、コロナがあつたりして、学校現場もかなり大変だと思つています。委員として、また現場にいた元教職員として感じることも、また今現場で働いている教職員の皆さんから聞いた意見などもちょっと添えて、短く意見を言います。

働き方改革とありますが、現場にいる教職員は、残念ながら、学校現場の働き方改革を余り実感できていない。最近のニュースであつた学

校に刃物を持って押し入った事件、そういうことが起きると、教職員は不審者に対する対応をより一層やらなきゃいけない。また、地域と共にとか、地域に開かれた学校と言うが、そこら辺との兼ね合いと言うか、矛盾と言うか、逆にどんどんやらなきゃいけないが増えている一方で人が足りない。今、どこの学校に行つてどの教職員に何を求めますかと聞いても、人が欲しいと言いますよ。人が足りない中で、あれもしよう、これもしようとなつてしまつて、校長や教頭まで駆り出して学級担任に充てないといけない状況の学校もあると聞いています。そうすると、教職員の資質向上とかいっても、忙殺されて、資質の向上なんてどこかに飛んでいっちゃう。そういう現実が今現場にあることを教育委員会もしっかりと見ていただきたいと思ひます。

だから、まずは人の確保。これをやつぱり今、最大の目的として、教育委員会も教育事務所も頑張つていただきたい。質問ではなくてお願いになりましたが、よろしくお願ひします。

阿部委員長 ほかに御質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部委員長 委員外議員の方はどうですか。

堤委員外議員 この懲戒処分の関係で、免職は当然と思ひますが、60歳代で、多分退職された後の再雇用なのかな。結構最近繰り返されるでしょう。常日頃こういう方々に対する精神的なケアとか、学校現場に対する教育委員会としての根本的な対策とか取つていかないとね。個人の責任だけなのかなと常に思ひますね。そういう体制を作つてこういうことをなくしていく、つまり精神的なサポートをしていく、余裕のある働き方をさせていくようにしないといけないと思ひますね。免職で終わりではないよね。これを一つのきっかけにして、どういう体制を構築していくかに思ひを馳せないといけない。

もう一つは、被害者に対するケアの問題ね。この女性は非常に怖かつたと思うよ。子どもも一緒ですよ。そういうケアを学校現場に任せるのではなく、教育委員会として、組織として被害者や関係児童生徒をケアしているのかが分か

らないんですよ。免職で終わりと、そこで止まっている気がしてならないけれども、そこら辺はどうですかね。

大和教育人事課長 校長、教頭が最低年3回、個人ごとに面接する機会があります。そういう場において、職員一人一人にストレスを抱えていないかとか、仕事上の悩みがないかとか、丁寧に聞き取りを行うように指示をしています。

不祥事を起こした教員のストレスとか精神的な状況はそれぞれ事情によって異なると思ひますが、少なくとも教員がそういうストレスを抱えないような取組は行つていきたいと思ひます。それと、被害者に対する対応ですが、これまでも児童生徒が被害者になつた、また同じ学校の教員がこのような不祥事を起こしたという場合には、学校側に児童生徒の見守りをしっかり行つて、必要であればスクールカウンセラーの派遣等を行つています。（「子どもではなく、今回の女性のような関係性の場合には」と言う者あり）今回の女性は、知人ということですが、できる限りのサポートはしていきたいと思ひています。

阿部委員長 ほかに質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部委員長 ほかに御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部委員長 別にないので、これをもって、教育委員会関係の審査を終わりますが、ここで一言私から御礼を申し上げます。

〔阿部委員長挨拶〕

〔岡本教育長挨拶〕

阿部委員長 それでは最後に、この春で御退職される皆さんから一言お願ひしたいと思ひます。

〔退職者挨拶〕

阿部委員長 ありがとうございます。それでは、これをもって、教育委員会関係の審査を終わります。執行部はお疲れ様でした。

執行部が入れ替わるので、暫時休憩します。

5分後に再開するので、よろしくお願ひします。

午後 2 時 3 2 分 休憩

午後 2 時 3 5 分 再開

阿部委員長 委員会を再開します。これより警察本部関係の審査を行います。

今日は、委員外議員として堤議員に出席いただいています。

審査に先立ち、3月7日の発令にて執行部のメンバーが変わっていますので自己紹介をお願いします。

〔新任幹部職員自己紹介〕

阿部委員長 ありがとうございます。それでは協議事項に入ります。

まず、合い議案件の審査を行います。第18号議案職員の特殊勤務手当条例の一部改正について執行部の説明を求めます。

種田警察本部長 説明に先立ち、一言御挨拶申し上げます。阿部委員長をはじめ、委員及び委員外議員の皆様におかれては、平素から警察業務の各般にわたり、深い御理解と力強い御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

冒頭に委員長から御紹介いただいたとおり、3月7日の発令をもって新体制がスタートしました。県民の皆様が安心して暮らせるよう全力で職務に精励していきますので、引き続き御指導、御鞭撻のほどよろしくをお願いします。

本日の委員会では、合い議案件2件と付託案件2件について審査いただきます。それぞれについては、担当部長等から説明しますので、よろしくをお願いします。

佐藤警務部長 本日審査いただく案件については、文教警察委員会説明資料、令和5年度警察本部予算概要により、御説明します。予算概要の説明に際して、Side Books（サイドブックス）の通知機能により、文教警察委員会説明資料から令和5年度警察本部予算概要の資料に切り替える操作を行います。タブレットの画面右下に青い通知が出ましたら、これをタップしていただきますと、御覧いただく資料のページが表示されます。その際は操作をしていただきますようお願いします。

それでは、第18号議案職員の特殊勤務手当

支給条例の一部改正について御説明します。文教警察委員会説明資料の2ページを御覧ください。

まず、1改正理由についてです。要人の警護に従事する警察官については、手製の銃器による銃撃やドローンを悪用したテロの脅威等、警護を取り巻く昨今の情勢の変化により、これまで以上に高度な専門性が求められるとともに、精神的・身体的負担の度合いも高まっていることから、国の令和5年度地方財政計画における給与改善において、身辺警護等作業手当のうち警護対象者の警護に係る手当の増額が盛り込まれました。これに伴い、各県においても手当額の引上げが見込まれることから、各県との均衡を図るため、身辺警護等作業手当のうち警護対象者の警護に係る手当額を改正するものです。

次に、2改正内容についてですが、身辺警護等作業に係る手当のうち、警護対象者の警護に対する手当額を日額640円から、天皇陛下をはじめとする特定皇族等の警衛と同額の日額1,150円に引き上げるものです。

最後に3施行期日についてですが、令和5年4月1日としたいと考えています。

阿部委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部委員長 委員外議員の方は質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

阿部委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに決定しました。

次に、第20号議案大分県使用料及び手数料条例等の一部改正について説明を求めます。

幸野交通部長 文教警察委員会説明資料の3ページを御覧ください。

第20号議案大分県使用料及び手数料条例等の一部改正のうち、道路交通法の改正等に伴う手数料条例の改正について御説明します。

まず、1背景についてです。高齢者等が自由に移動できる社会の実現を目指し、自動運転のさらなる推進を図るため、遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスに係る実証運行や規制について定めた道路交通法の一部を改正する法律が本年4月1日に施行されること等に伴い、条例の一部改正を行うものです。

次に、2改正概要についてです。令和4年の道路交通法改正において、公道上で一定の条件の下、運転者の存在を前提としない遠隔監視のみの無人自動運転である、レベル4に相当する自動運転を行おうとする者は、都道府県公安委員会の許可を得る必要があることとされたことから、特定自動運行許可審査及び変更許可審査に係る手数料を新設するものです。①特定自動運行の許可申請に対する審査に係る手数料については、申請書及び添付書類の形式的審査、書面審査や実地調査に係る手数料として標準政令に定める額の7万9,200円とするものです。②特定自動運行計画変更の許可申請審査に係る手数料については、許可を得た特定自動運行計画に変更が生じた場合の審査に係る手数料を標準政令に定める額の7万8,500円とするものです。なお、参考ですが、全国いずれの都道府県においても標準政令に定める額で手数料を設定予定です。

最後に4施行日については、改正法の施行日である令和5年4月1日としたいと考えています。

引き続き大分県福祉のまちづくり条例の一部改正について、御説明します。

1背景について、大分県福祉のまちづくり条例は、知事部局の福祉保健部及び土木建築部と警察本部が、それぞれ関係部分を所管していますが、今回、警察本部の所管部分については、通称バリアフリー新法に基づき定められている高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準を定める規則が一部改正されることから、これを参酌して本条例第23条の

4に規定している視覚障がい者等の安全のため設置する信号機に関する基準を改正するものです。

次に、2改正概要についてです。バリアフリーの重点整備地区である大分駅周辺及び鶴崎駅周辺において実施する交通安全特定事業に係る信号機の基準について、歩行者用青信号に従って横断することができる主体に、遠隔操作型小型車を追加するものとなっています。なお、遠隔操作型小型車については、資料の下部に参考として概要を記載していますが、一定の基準を満たす電動式の小型車両であり、自動配送ロボットなどがこれに該当します。

最後に3施行期日については、改正法の施行日である令和5年4月1日としたいと考えています。

阿部委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

麻生委員 公道上で一定の条件の下、レベル4という表現がありますが、このレベルについて概要を説明してください。

幸野交通部長 自動運転システムのレベルが現在の基準でレベル0からレベル5までの6段階あります。レベル0は普通の車です。レベル1は、システムが前後又は左右のいずれかの運転操作を支援するもの。レベル2は、システムが前後左右の両方の運転を支援するもの。レベル3が特定条件下でシステムが運転制御を実施し、作動継続が困難なときは運転者が代わって操作するもの。レベル4が、特定条件下でシステムが運転制御を実施し、作動継続が困難な時もシステムがそのまま操作するものです。さらにレベル5は完全自動運転と言われるもので、全てをシステムが操作するものです。

麻生委員 ということになると、例えば、道路上のラインが消えているような道路ではなかなか使えないとか制約があるのかな。道路状態や信号制御の状況により、どういったところだったら使えるんでしょうか。

幸野交通部長 今年の4月1日からその一部が施行されますが、今回初めてレベル4の運行が

認められ、完全な自動運転のレベル5はまだ認められていません。想定しているのは、ある一定の区間、例えば、鉄道やバスの路線が廃止された区間、そういった地方の特定区間を遠隔監視により運行します。今質問があった道路状況などの細かいところは、運行計画に基づいて公安委員会に申請があり、現地をチェックし、運行できるか審査して、できる場合に初めて許可する制度になっています。なかなか仮定の話は難しいですが、逆に言えば、レベル4での自動運行ができる区間でしか行えないということです。

阿部委員長 委員外議員の方は質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

阿部委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。第1号議案令和5年度大分県一般会計予算のうち、警察本部関係部分について、執行部の説明を求めます。

佐藤警務部長 第1号議案令和5年度大分県一般会計予算のうち、警察本部関係の主要事業について御説明します。

令和5年度警察本部予算概要の2ページを御覧ください。令和5年度警察本部の当初予算額は、表の一番左の欄、警察本部①の計欄のとおり267億9,750万7千円です。これを4年度当初予算額（B）と比較すると、表の一番右の前年度対比の欄のとおり4,249万6千円の減額です。これは、退職予定者数の減少による退職手当の減額等によるものです。

それでは主要事業について、予算概要の順に沿って御説明します。

6ページを御覧ください。給与費207億714万4千円は、警察官2,092人、一般職員345人、計2,437人に対する給料、手当等の人件費です。

7ページを御覧ください。警察運営費16億4,737万円は、交通安全活動や防犯活動等を推進する団体が実施する事業への補助金のほか、児童手当、警察職員貸与被服調製費及び赴任旅費や庁舎の光熱水費などの警察運営諸費等です。

9ページを御覧ください。警察装備費4億1,723万6千円は、ヘリコプターの特別点検整備等に要する経費や車両、警察官装備貸与品等維持修繕費、車両等燃料費等です。

10ページを御覧ください。事業名欄一番上の警察施設改修費2億157万5千円は、警察署、交番、駐在所、職員住宅等警察施設の改修等に要する経費です。このうち新規項目として、中津警察署の本庁舎内部改修、老朽化が進む附属棟を建て替え、執務室の移転等により警察署の機能を高めるものです。その下の交通安全施設整備費5億8,059万9千円は、道路の安全の確保と円滑化を図るため、信号機や道路標識の更新など交通安全施設の整備を行うものです。その下の思いやりの横断歩道整備事業費8,570万9千円は、摩耗の進んだ横断歩道等を更新するとともに、夜間における横断歩行者を守るため、老朽化した人感ライトのLED化を行うものです。

11ページを御覧ください。上から2番目の新規事業、新運転者管理システム整備事業費1億1,457万8千円は、本県警察独自の運転者管理システムから、警察庁が整備を進めている共通基盤システムへの、令和6年末の集約と移行に伴い、運転免許証作成システム等の改修を行うものです。このほか、運転免許申請自動受付機や学科試験用タブレット端末を整備するなど、県民の利便性の向上及び運転免許業務の効率化を図るものです。

13ページを御覧ください。上から2番目の特殊詐欺等水際対策強化事業費2,784万8千円は、新たに大分駅前交番の壁面に大型ビジ

ョンを設置し、被害防止の広報啓発を強化するとともに、還付金詐欺被害等の発生の多い、大分市内の銀行等を中心としたATMの警戒等を業務委託し、被害の水際防止を図るものです。その二つ下の空き交番・県民安全相談対策事業費7,578万4千円は、空き交番の解消とパトロールの強化を図るための、交番相談員21名と、警察安全相談への迅速かつ的確な対応を図るための警察安全相談員8名を、それぞれ継続配置するものです。

14ページを御覧ください。一番上の災害対応能力強化事業費5億4,076万3千円は、県警ヘリコプターに搭載するカメラ等のヘリコプターテレビ伝送システムの更新整備を行うほか、新たに航空隊所属の操縦士1名に、夜間や災害時などの視界不良時においても、各種計器の情報にのみ依存して飛行を行うことができる計器飛行証明の資格を取得させるものです。また、ヘリコプターテレビ伝送システムの更新期間中には、代替航空機を借り上げることとしています。一番下の装備資器材等充実強化費1億1,100万2千円は、重要犯罪等の捜査に迅速かつ的確に対応するための装備資器材の整備等に要する経費です。新規項目については、要人警護の強化のため、警護対象者が移動する際の車列の警護に必要な警護車両を1台整備するものです。

15ページを御覧ください。下から2番目の交通事故防止総合対策事業費4,210万円は、高校生が作成する交通安全動画コンテストや交通安全教育車を活用した交通安全教育などを行うものです。一番下の新規事業、放置駐車違反管理システム改修事業費3,267万円は、放置違反金のコンビニ納付等を可能とするために、システム改修を行うものです。

阿部委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

麻生委員 10ページの交通安全施設整備費並びに思いやりの横断歩道整備事業費、あるいは交通安全施設維持管理費はどうか分かりませんが、この財源に関して、今年の9月議会、12

月議会で出た国土強靱化のための5か年加速化対策財源の5兆円が道路整備に関しても使えるんですね。さきほど出た自動運転の話も含め、これからの時代の信号機の整備、交通関連機能の充実についても国土強靱化のための5か年加速化対策財源を積極的に使っていきたいという年頭挨拶を国土交通省の道路局長がされていましたが、以前からそういう財源をぜひ使ったらどうかと提案していました。調べたところ、予算要求にも幾分か盛り込んだように聞いていますが、財源についてはどうだったのか伺います。

小野会計課長 委員から御指摘のあった国土強靱化のための5か年加速化対策については警察庁が予算編成しますが、今のところその予算の獲得には至っておらず、事業に盛り込まれてはいません。ただ、令和4年度の補正予算の中で、交通安全施設整備費は国土強靱化対策として警察庁が措置した警察庁補助金が盛り込まれています。それから、思いやりの横断歩道整備事業には地域脱炭素推進交付金が含まれています。

麻生委員 ありがとうございます。ぜひ国の補助金が見える部分については大いに引っ張って来て活用してください。住民の皆さんからの要求が多い分野なので、ぜひ加速してほしいと思います。

阿部委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部委員長 委員外の方はありませんか。

堤委員外議員 一つだけ。毎回聞いているが、ビデオカメラのリースと購入台数がこの令和5年度予算のどの部分にあるか教えてください。

小野会計課長 捜査用ビデオカメラでよろしいですか。（「はい」と言う者あり）捜査用ビデオカメラの借上予算は、警察本部予算概要15ページ中段に刑事警察費があり、その説明欄に犯罪捜査等諸費とあります。この中に年間を通しての捜査活動用ビデオカメラ借上料359万9千円を計上しています。購入予算については、あらかじめ購入は決まっていませんので、必要に応じ、捜査活動用資機材の整備に係る経費により購入する場合があります。

阿部委員長 ほかに御質疑等もないので、さき

ほど審査した教育委員会関係部分とあわせて、これより採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

阿部委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第36号議案大分県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてですが、本案については、関係する福祉保健生活環境委員会に合い議をしていることを申し添えます。それでは、執行部の説明を求めます。

足達生活安全部長 文教警察委員会説明資料の5ページを御覧ください。

第36号議案大分県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例等の一部改正に伴い、警察本部が所管する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例についても改正しますので御説明します。

まず、①の条例改正の概要についてです。この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の施行に関し、風俗営業や風俗関連特殊営業の営業制限地域等が規定されています。条例第9条に規定されている店舗型風俗特殊営業、第13条の2に規定されている受付所営業、第15条に規定されている店舗型電話異性紹介営業の施設は、病院等や博物館などの特定の施設の周囲200メートル区域内での営業を条例で禁止しています。今回、博物館等を規定する博物館法の改正を受け、条例を改正するものです。また、あわせて語句を変更しています。

博物館法の改正は②のとおりで、博物館に相当する施設の条項が、第29条から第31条第2項に変更になっています。

具体的改正の内容は③のとおりで、条項、語句の変更になります。1点目は、条例第9条関係で、博物館（博物館法第2条第1項に規定するもの）、博物館に相当する施設（同法第29条規定するもの）を、改正後は、博物館等（博

物館法第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第2項に規定する指定施設）に改めました。2点目は、条例第13条の2及び第15条に定められた博物館、博物館に相当する施設を博物館等に改めました。これは、条例内の他の条文と表現を合わせたものです。

施行期日は、博物館法が施行される令和5年4月1日としたいと考えています。

続いて文教警察委員会説明資料の6ページを御覧ください。大分県暴力団排除条例の一部改正について、御説明します。博物館法の改正に伴い、同法を引用している暴力団排除条例についても改正を行うものです。

条例では、学校、図書館、児童福祉施設、公民館、博物館などの特定施設の周囲200メートル区域内での暴力団事務所の開設や運営を禁止しています。このうち、条例では博物館法を引用しており、博物館に相当する施設を規定している条文の部分を改正するものです。

施行期日は、博物館法が施行される令和5年4月1日としたいと考えています。

阿部委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部委員長 委員外議員の方は質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部委員長 ほかに御質疑等もないので、さきほど審査した教育委員会関係部分とあわせて、これより採決します。なお、本案について福祉保健生活環境委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのことです。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

阿部委員長 御異議がないので、本案については原案のとおり可決すべきものと決定しました。これで付託案件の審査を終了します。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部委員長 別がないので、これをもって、警

察本部関係の審査を終わりますが、ここで一言私から御礼を申し上げます。

〔阿部委員長挨拶〕

〔種田警察本部長挨拶〕

阿部委員長 ありがとうございます。それでは、これをもって警察本部関係の審査を終わります。執行部はお疲れ様でした。

委員の皆様は、この後、協議を行いますので、このまま御着席願います。

〔委員外議員、警察本部退室〕

阿部委員長 これより、内部協議を行います。

まず、閉会中の継続調査についてお諮りします。今期定例会は、17日をもって閉会となりますが、現委員は議員の任期である4月29日まで委員として在任することになります。したがって、お手元に配布のとおり、各事項について閉会中の継続調査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

志村委員 1番の市町村教育委員会の指導に関するという文言なんだけど、市町村に対して上から目線ですが、本当は違いますよね。県教育委員会と市町村教育委員会の関係はどうなんですかね先生。（「同等です」と言う者あり）そうですね。同等ですから、文言を変えましょうよ。これは何か、指導と言うとちょっと違う。

阿部委員長 それは閉会日までに決めれば、変更できるのかな。（「できます」と言う者あり）では、御指摘の内容を踏まえて文言を変更するというのでよいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

阿部委員長 それでは、文言の内容は委員長に一任いただき継続調査を申し出ることとします。

ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部委員長 ほかにないので、本日の委員会が、このメンバーによる最後の委員会ですから、私から一言御挨拶を申し上げます。

〔阿部委員長挨拶〕

阿部委員長 これをもって委員会を終わります。お疲れ様でした。